

●ご家族が就職等で被扶養者から外れる際のお手続きについて●

被保険者の皆様へ、新年度を迎え、就職等で被扶養者から外れる際のお手続きについてご案内します。次の書類をそろえ、事業所経由で健保に提出して下さい。

就職した場合、および勤務先で社会保険適用となった場合

- ① 被扶養者異動届【減】
- ② 被保険者証（カード）、その他所持している健康保険の証明書（紛失の際は滅失届を提出）
- ③ 就職先で取得した健康保険被保険者証の写し

※後送（社内便・FAX・メール添付PDF等）で可。

（健康保険の二重加入や未加入期間を確認するために必要）

起業する等個人事業主となった場合、又は被扶養者の収入要件に該当しなくなった場合

※令和2年4月から有期雇用労働法が施行され、交通費等の各種手当を受けることになるために、被扶養者資格の収入要件を満たさなくなる場合があります。特に、派遣社員の方は派遣会社に必ず確認をして下さい。被扶養者の資格要件についてはホームページをご確認ください。

[HOME](#)→[健康保険の各種手続き扶養家族に関する手続き](#)→[被扶養者認定について](#)→[被扶養者認定フローチャート](#)

- ①被扶養者異動届【減】
- ②被保険者証（カード）、その他所持している健康保険の証明書（紛失の際は滅失届を提出）

《重要》★事業所で「資格喪失証明書」を依頼して下さい。

お住まいの役所にて国民健康保険に加入する際に必要となります。

（国保に加入の場合は新しく取得した健康保険被保険者証の写しは不要です）

【提出先】

- 太陽生命・内務員→は給与厚生課へ
- 太陽生命・営業職員→は各支社担当者へ
- 太陽生命以外の事業所→各事業所の総務担当へ提出

※健保への提出は事業所経由となりますのでご注意ください。